

大谷學報

第六十九卷 第二号

平成元年九月二十日発行

「空」という否定	小川 一乗 (1)
スバルタ王クレオメネス一世と その時代	新村祐一郎 (17)
明治四十年代の鷗外 親鸞と危機意識	喜多川恒男 (31)
—「愚癡枳親鸞」の誕生—	安富 信哉 (41)
昭和六十三年度 特別研修員研究発表要旨	(54)
彙 報	(78)

大 谷 大 学

大 谷 學 會

大谷学報 第六十八卷 第四号

念仏の人 木村無相……………大屋 憲一

——妙好人の一考察——

朽飯八幡神社所蔵刊本『大般若
波羅密多經』について……………高橋 正隆

不滅のアーン・マレー

(ERN MALLEY)……………N. A. ワデル

——オーストラリアの代表的詩人——

鉢多羅山若王子釈迦院と
庶民信仰……………豊島 修

八幡宇佐宮御託宣集の
裏書について……………新聞 水緒

——大谷大学図書館所蔵本の紹介をかねて——

涅槃についての一考察……………宮下 晴輝

琵琶湖の付着藻類群落の

発達と季節変化……………日下部有信

大谷学報 第六十九卷 第一号

『ぼうねんき』から『善だう記』へ……沙加戸 弘

——寛文の播磨掾——

『顯淨土真実教行証文類』
所引の『弁正論』諸本校訂……………藤場 俊基

昭和六十三年度卒業・修士論文題目一覧

昭和六十三年度寄贈交換誌目録

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles :

Negation (*śūnyatā*) in Mādhyamika *Ichijo Ogawa* (1)

King Kleomenes I and His Age..... *Yuichiro Shinmura* (17)

Ogai Mori in the fourties of the Meiji Era *Tsuneo Kitagawa* (31)

Shinran and His Crisis Consciousness..... *Shinya Yasutomi* (41)
—the birth of ‘Gutoku Shaku Shinran’—

Resumés of Papers of presented in 1988
by Special Research Fellows (54)

Miscellaneous :

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY

OTANI UNIVERSITY

KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

第六条 会長には大谷大学学長が当り、

第一三條 この規程の改正には、教授会

会務を統理する

第七条 1、委員は十名とし、教授会に

第一条 大谷大学に大谷学会を置く

第二編 本會之真宗學、仙教學、哲學

社会学・史学・文学、その他の学術

研究と発表をおこなうことを目的と

する。

第三章 云氣前榮の目的と意義

第三条 本会は前条の目的を達成するわ

め、左の事業をおこなう。

一、季刊「大谷学報」の発行

二、「大谷大学研究年報」の発刊

二、「行」(先生研修企划)の実行

三 研究会及び公開講演会の開催

四、その他必要なる事業

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文

学部並びに両期大学部のすべての教

其並びに知其入學部のアーヴィングの著

育職員及び学生をもつて会員とする

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同

し、役員会において承認されたもの

は、陰陽二氣がよく通つた。

は会員となることができる

第五条 本会に左の役員を置く。

一、會長

二、委員

卷之三

三監事

<p>第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。</p> <p>第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。</p> <p>2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。</p> <p>3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。</p> <p>第八条 1、監事は二名とし、教授会において互選する。任期は二年とする。</p> <p>2、監事は本会の会計を監査する。</p> <p>第九条 会員は本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。</p> <p>第一〇条 会員の会費は年額金四千円とする。但し、学生会員は貳千円とする。</p> <p>第一条 1、本会の経費は会費をもつてこれに當てる。</p> <p>2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。</p> <p>第二条 本会の事務は、教務課の所管する。</p>	<p>委員 池上 哲司 大内 文雄 大竹 鑑 小野 蓮明 加来 一丸 木村 宣彰 日下部 有信 佐賀枝 夏文 豊島 修 若槢 俊秀</p> <p>平成元年九月二十日発行</p>	<p>編集兼 大谷学会 発行者 訓 翡 嘉 雄 印刷者 西 村 明</p> <p>郵便番号 〇三六〇三三二三一三一八三九三番 電話番号 〇七五四三二一三一三二代 大谷大学内 京都市北区小山上総町 発行所 大 谷 学 会</p>
<p>第三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。</p> <p>附則 1、この規程は昭和五十六年四月一日から施行する。</p> <p>「大谷学会則」はこれを廢止する。</p>	<p>2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会則」はこれを廢止する。</p>	<p>2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会則」はこれを廢止する。</p>

平成元年九月二十日発行
大谷學會編行者兼訓霸曇雄明
印刷者西村
京都市北区小山上總町
大谷大學内
發行所
郵便番号
電話〇七五四三二一三二三二〇三
振替京都四一八三九三番
六代会